

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【シンガポール】会社法改正アップデート:改正会社法の成立
- 2 【ミャンマー】2014年の外国投資関連の大きな動きの振り返りと、2015年の展望
- 3 【インド】自動車製造業者14社に対する制裁金支払命令
- 4 【トルコ】トルコの公開会社におけるスクイーズアウト制度の改正
- 5 【韓国】情報通信網法の改正
- 6 【インドネシア】外貨建て対外債務に関する中央銀行の新規制
- 7 【シンガポール】暫定的仲裁判断の執行可能性を認めた裁判例
- 8 【ベトナム】労働組合法

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジアおよび新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1 【シンガポール】会社法改正アップデート:改正会社法の成立

シンガポール共和国国会は、2014年10月8日、シンガポール会社法(Companies Act)の改正法(The Companies (Amendment) Bill)を可決した(「改正法」)。施行には大統領の同意が必要であるため、明確な施行時期は明らかにされていないが、本年中に改正法が可決されたことにより、2015年前半中にはその大部分が施行される見通しである。

改正法の内容のうち、特にM&A実務への影響が大きいと思われる点については、すでに当事務所の2014年1月号アジア・新興国ニュースレター¹にて触れているが、後述のとおり、改正が検討されていた自己株式の取得規制について、パブリックコメントでは大部分が改正を支持したにもかかわらず現行法が維持されることになった点は注目される。

本稿では、改正法の内容について今一度その概要を確認し、合わせて2014年9月に発表された第2回目のパブリックコメントの結果、改正対象に加えられた項目について解説する。

改正法の主たる改正点は、大きく①規制を緩和して会社の事業活動の自由度を上げる改正、②コーポレートガバナンスを強化する改正に大別される。

¹ http://www.amt-law.com/pdf/bulletins13.pdf/Asia_EC_140124.pdf

Ⅰ 規制緩和および

1 小会社(small company)の導入

改正法は、会計監査人による監査義務の免除を受ける対象として、小会社(small company)という概念を導入した。現行法では、年間の売上が5百万シンガポールドル以下である非公開会社についてのみ、会計監査人による監査の免除が認められているが、小会社はこれを実質的に拡大するものである。具体的には、非公開会社であって、以下の要件のうち2つを充たす場合に小会社と認められる。

- ・年間の売上が1千万シンガポールドルを超えないこと
- ・総資産額が1千万シンガポールドルを超えないこと
- ・従業員数が50人を超えないこと

上記改正により、新たに25,000の小規模企業が監査の免除を受けることができるものといわれている。ただし、すべての会社は適切に会計帳簿を記録することが求められるのは従前どおりであり、また、5%以上の議決権を有する株主からの請求があった場合には監査を受けなければならない。

2 公開会社についての1株1議決権の規制の撤廃

改正法では、公開会社について1株1議決権とする規制を撤廃し、複数議決権株式の発行が可能になる。これにより公開会社の資金調達の実便性を向上させることが期待されている。ただし、公開会社は各株主の権利の内容を定款で規定しなければならない、議決権について特別な規定を含む株式を発行するためには、株主総会の特別決議が必要となる。なお、無議決権株式であっても、会社の解散および無議決権株式の権利内容の変更については、少なくとも一議決権が付与されなければならない。また、公開会社のうち、上場会社については、シンガポール証券取引所の規則が適用されるため、改正法の内容が反映されるかどうかは不透明である。

3 非公開会社について株主名簿を維持する義務の撤廃

改正法では、非公開会社が株主名簿を管理する義務は撤廃され、代わって会計及び会社規制管理局(Accounting and Corporate Regulatory Authority(ACRA))が非公開会社の株主に関する記録を管理する。非公開会社は、株主の変更について即時にACRAへの登録を行わなければならない、現行法のような株主の変更からACRAへの登録までの時間的な余裕(現行法では14日間)は設けられない。これにより、ACRAの登録が株主変更の効力要件となる。

4 ACRAの記録上、個人についての代替住所の登録の許容

現行法では、取締役や秘書役等の役員は、その個人住所をACRAに登録しなければならない、公開情報とされる。改正法では、この義務が緩和され、法人住所等、当該取締役や秘書役と連絡を取ることが可能な代替的な住所を登録することでも足りることになる。

5 外国会社についての居住代理人の最低人数の引き下げ

現行法では、外国会社は、シンガポールに支店を設置する場合、最低2名の居住代理人を選任しなければならないが、改正法ではこれを最低1名に引き下げる。ただし、唯一の居住代理人は、後任が選任されるまでは辞任することができない等、一定の制限にかかる。

II コーポレートガバナンスの強化

1 議決権の不統一行使の許容

改正法では、銀行や証券会社を通じて株式を保有する実質株主について、議決権行使を容易にするため、直接の株主である銀行や証券会社が議決権を不統一行使することが認められる。かかる改正については制度的な手当が必要であるため、施行にあたっては 6 か月間の猶予期間が設けられる。

2 CEO についての利益相反取引の開示義務の導入

シンガポールの会社では、取締役会が会社を監督し、最高経営責任者(CEO)をはじめとする執行役員が会社を経営するという体制がとられることが多い²。現行法では、非上場会社については、取締役のみが、利益相反取引および会社および関連会社の株式保有の有無についての開示義務を負っている。改正法では、かかる義務をCEOまで拡大する。かかる改正は上場会社における規制に平仄を合わせるものである。

3 会計監査人の辞任要件および辞任時の手続の変更

現行法では、会計監査人は、株主総会の承認を得た上で、かつ唯一の会計監査人である場合には後任の会計監査人が選任された場合にしか辞任することができない。改正法では、会社が株主総会の開催または後任の会計監査人の選任を拒否した場合には、会計監査人は辞任することができるものとした。ただし、公共性の高い会社およびその子会社の会計監査人は、任期途中で辞任する場合には、ACRA の同意を得ると同時に、会社に辞任の理由を通知しなければならない。かかる辞任は ACRA の同意を得た場合にのみ認められる。会社は、会計監査人の辞任後、3 か月以内に後任の会計監査人を選任しなければならない。

4 一定の取締役および秘書役について ACRA に登録拒否権を付与

改正法では、会社がその ACRA への登録義務や書類の提出義務をその法定期限から 3 か月以上懈怠している場合に、当該会社の取締役および秘書役の選任の登録を拒否する権限を ACRA に付与した。当該取締役および秘書役は、もとの会社での義務違反を治癒するまでは、他の会社の取締役および秘書役への選任の登録も拒否される。これにより、会社法上の登録義務を遵守しない者が会社の取締役および秘書役になるのを防止することが意図されている。

5 外国会社の支店について ACRA の解散命令権の拡大

外国会社は、シンガポールで事業を行う場合には、支店の登録をすることが義務付けられている。現行法では、ACRA は、当該支店が、シンガポールでの事業を終了している場合、違法な目的のために設置されたものと合理的に認められる場合にはその支店登録を抹消することができるものと定めている。改正法では、上記に加えて以下の 3 つの場合を、支店登録を抹消できる事由に追加した。

- ・唯一の指定代表者(authorized representative:改正法下での居住代理人の呼称)が、外国会社に対して辞任を通知し、かつ、ACRA に対して通知を提出したが、当該外国会社が 12 か月以内に応答または他の指定代表者の選任を行わなかった場合

² もっとも、日本企業の現地法人では取締役がいわゆる経営取締役(Managing Director)として経営を行っていることが多く、実質的には日本の代表取締役と大きな違いはない

- ・指定代表者が、支店登録を継続するかどうかについての指示を外国会社に求めてから12か月以内に、何らの指示も外国会社から受領しなかった場合
- ・唯一の指定代表者が死亡してから6か月以内に後任の指定代表者の選任がなされなかった場合

6 外国会社の支店についての開示義務の拡大

現行法では、外国会社の支店は、外国会社本体の貸借対照表と、シンガポールでの事業の監査済み帳簿を開示しなければならない。改正法では、財務諸表としてシンガポールの現地企業と実質的に同等の書類を開示しなければならないものとされ、貸借対照表に加えて、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、財務諸表注記、取締役および会計監査人の報告書等が(適用ある場合には)開示の対象となる。かかる改正は、日本で会計監査人による監査を受けていない閉鎖会社や、財務諸表等を開示していない非上場会社にとっては極めて大きな負担であり、今後、支店としてシンガポールに進出することのハードルはさらに高くなるものと予想される。

7 financial assistance に関する規制の撤廃・緩和

当事務所の2014年1月号アジア・新興国ニュースレターでも触れた点であるが、実務的に影響の大きい改正点としては、financial assistanceに関する規制の撤廃・緩和が挙げられる。現行法では、会社が、他の者による当該会社の株式の取得に対して経済的な支援を行うことを financial assistance として原則として禁止している。これは、会社の資本維持の観点からの規制であるが、M&A等の場面において、会社の資産を担保として買収資金を調達するいわゆる M&A ファイナンスを行う際の障害となっており、また、ジョイントベンチャーを解消する場合等に、会社が配当等によって株式の取得資金の手当を行う場合についても、手続上の負担となっていた。このような financial assistance への規制は、主として英米法の法制度ではしばしば見られる制度ではあったが、最近では他国でも撤廃の流れが進んでおり、今回の改正でも撤廃すべきとする意見が多数を占めた。

改正法では、非公開会社については financial assistance の規制を完全に撤廃し、公開会社についても、会社の財務状態に実質的な悪影響がない場合には許容されるものとして、大幅に規制を撤廃する。

なお、以上のほか、本年9月に発表された第二次パブリックコメントの結果として、以下の点が改正法に反映された。

A 関係会社間の貸付け禁止の対象に、LLPを追加し、禁止の例外を規定

現行法では、会計監査を免除された会社を除き、当該会社(貸付人)の取締役が他の会社(借入人)の議決権の20%以上を保有または支配している場合(当該取締役の家族による保有分も合算される)には、会社は当該他の会社に対して貸付を行うか、あるいは保証を提供することは禁止される。改正法では、かかる規制の対象に、有限責任組合(LLP)を追加した。さらに、上記禁止の例外として、貸付人が、その取締役が借入人に対して保有する持分に比例して貸付ないし保証提供を行う場合および事前の株主の同意がある場合(事後の承認は認められず、持分を保有する取締役およびその家族は決議に参加できない)が規定された。

B 自己株式取得規制の20%上限の維持

2013年10月に財務省(Ministry of Finance:MOF)およびACRAが公開したパブリックコメントの募集案では、自己株式取得規制について、現行法上の一会計年度あたり20%の上限につい

て、これを維持するという選択肢に加えて、大きく緩和するか、上限自体を撤廃するという選択肢が提示されていた。パブリックコメントの結果でも、大多数の意見は、かかる上限は撤廃ないし大幅に緩和するべきであるとの意見であったが、MOF および ACRA はこれを維持することを決定した。その理由として、MOF および ACRA は、2013 年 10 月に上限が 10%から 20%に引き上げられてからまだ十分な期間が経過していないこと等を挙げている。

以上のとおり、改正法には現行法上の規制を緩和するものとコーポレートガバナンスを強化するものをそれぞれ含み、その内容は多岐にわたる。改正法の各条文についての具体的な解釈論は、施行を待つ必要があるが、関連する規則等も今後制定が進むものと思われるため、引き続き当局の動きを注視する必要がある。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 副田 達也
tatsuya.soeda@amt-law.com

2 【ミャンマー】2014 年の外国投資関連の大きな動きの振り返りと、2015 年の展望

2011 年の民政移管以来、外国投資法の制定等次々と大きな法改正を行い、外国投資を呼び込んでの急速な経済発展を続けているミャンマー。2014 年は特に、ASEAN 議長国として安倍総理やオバマ大統領をはじめ各国首脳が訪問し、また日本商工会議所の加盟社数が 200 社を超える等、日本や世界の耳目を集めた 1 年であった。法制度をみても、新しいミャンマー投資委員会（「MIC」）通知や経済特別区（「SEZ」）法の行政通達の発表等、外国投資に影響が大きい動きがあった。以下では、2014 年の主要な法改正を振り返り、各改正のポイントを簡潔に説明すると共に、大統領選挙をひかえ激動となることが予測される 2015 年を迎えるにあたり注目しておくべき点を解説する。

外国投資法

ミャンマーにおける外国投資制度は、外国投資法とその施行細則、そして MIC 通知 2013 年 1 号（「旧 MIC 通知」）が、規制の基本を定めるいわば 3 点セットをなしている。本年 8 月 29 日、MIC から、この 3 点セットのうち、外資が規制を受ける事業についての詳細なリストを定めた旧 MIC 通知について、これを大幅に改訂する MIC 通知 2014 年 49 号および 50 号（あわせて、「新 MIC 通知」）が公表された。この新 MIC 通知は、2014 年に行われた数多くの法改正の中でも、実務に最も大きな影響をもたらすものといえるであろう。

新 MIC 通知の特徴の一つは、全体として、規制業種の数が大幅に削られ、規制が緩和されたことである。なかでも、小売業について、旧 MIC 通知では、大規模小売業のみが一定の条件のもとで限定的に認められており（しかし、実際に小売業に対して投資許可が付与された事例はほぼ皆無であった）、それ以外の小売業については四輪車と二輪車を除き 2015 年以降に許可されるとされていたところ、新 MIC 通知においては小売業全体が規制リストからはずされた点が注目に値する。もっとも、新 MIC 通知のもとでも、小売業についてまったく制限なく投資許可が認められるとは限らず、進出にあたっては、MIC や商業省に事前相談等を通じて確認することが肝要であろう。小売業のほかにも、卸売業やフランチャイズ業等が規制リストからはずされている。

また、その他の特徴として、新 MIC 通知においては、規制リストで特に合併比率が定められていない限り、原則 100%外資による投資を認めると明記されている点が挙げられる。従前の実務では、旧 MIC 通知上特に合併比率が定められていない場合でも、当局から一定の合併比率にすることを要求されるケースがあったが、今後新 MIC 通知のもとでどのような運用となるのか、引き続き注目したい。

その他、外国投資法関連での 2015 年の注目点としては、以前より外国投資法と国民投資法の一本化を行うことを予定しているとの報道等が聞かれるところ、かかる一本化に伴い外国投資法の中身にも改正があるかどうか、という点である。運用面では、MIC 投資許可取得プロセスの明確化、迅速化が期待される。

SEZ 法

ティラワ SEZ の開業を 2015 年に控え、2014 年 1 月 23 日、改正 SEZ 法が発表され、また同年 10 月 1 日、国家計画・経済開発省より、ティラワ SEZ への投資申請手続きを定めた行政通達（「SEZ 行政通達」）が発表された。

改正 SEZ 法は、SEZ における運営組織や、投資に関する手続きを一括して扱うワンストップサービスセンターの設置、進出企業への優遇措置の大枠（主に輸出向け産業を対象にしたフリーゾーンと、国内市場向け産業を対象にしたプロモーションゾーンを設け、それぞれについて土地の長期賃貸借、法人税の免除または軽減、関税等の免除等の優遇措置を定めている）等につき規定している。報道によれば、ワンストップサービスセンターには日本人スタッフが常駐し、日系企業の進出をサポートする予定とのことである。また、SEZ 行政通達においては、具体的な申請手続や、業種ごとの最低資本金や進出条件、申請書類のフォーム等が定められている。

2015 年にむけての注目点としては、近日公表が予定されている SEZ 法の施行細則がある。

金融、資本市場

2014 年、政府は、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行を含む外国銀行 9 行への営業ライセンス付与を発表した。このライセンスは、1 年間の仮ライセンスで、1 年間の間に中央銀行が設定した要件を満たすと、正式なライセンスが付与されるとのことである。ライセンスの内容としては、支店 1 箇所を開設することができ、決済、融資、海外送金等一通りの銀行業務を行うことができる。ただし、営業対象としては、外国企業、外国企業とミャンマー企業との合併企業および現地金融機関に限られている。金融制度が未発達で、資金調達手段が限られており、海外送金にも不安があるミャンマーにおいて、日本の三大メガ銀行に対してライセンスが付与されたというのは、進出日系企業にとっても心強いニュースであろう。

2015 年には、大和総研と東京証券取引所のサポートにより準備が進められてきたミャンマー証券取引所の開設が予定されている。また、金融機関法や外国為替管理法規則といった金融関連の法律の改正が近く予定されていると言われている。

その他

以上のほか、2014 年の大きな動きとしては、連邦租税法の制定、競争法法案の発表、仲裁法法案の発表等が挙げられるであろう。競争法、仲裁法の両法案については、いずれも法律として成立すれば実務上のインパクトは大きいものと思われ、今後の動向を注視したい。また、2015 年の法改正の目玉と考えられているのが、会社法の改正である。現在の会社法は、部分的な修正はありつつも、基本的にはインド法をベースとした 1914 年制定の古い法律であり、今日のミャンマー

の社会・経済実態にそぐわないものとなっており、外国投資の足かせの一つともなっている。法案作成プロセスが遅延しているとの情報もあるが、ぜひスピードアップを図り、2015 年中にもアップデートな会社法が成立することが期待される。

弁護士 今井 裕貴
yuki.imai@amt-law.com

3 【インド】自動車製造業者 14 社に対する制裁金支払命令

1. インド競争委員会の命令

インド競争委員会(Competition Commission on India)は、2014 年 8 月 25 日付けの命令において、日系企業を含む自動車製造業者 14 社に対し、2002 年競争法 3 条(反競争的協定の禁止)および 4 条(支配的地位の濫用)に違反する行為があったとして、排除措置命令のほか総額約 254 億ルピー(約 482 億円)という高額な制裁金を課した。

インド競争委員会の事務総局長(Director-General)が認定したところによれば、本件の自動車製造業者らは、自動車交換部品業者が自動車販売のアフターマーケットに参入したり、製品を提供することを制限する行為や独立系の自動車修理業者が診断ツールやマニュアル、ソフトウェアを入手することを制限する行為により、市場に対する相当の悪影響を生じさせ、競争法に違反したとされている。

インド競争委員会は、スペアパーツや診断ツールを容易に入手できるシステムを構築すること、自動車部品業者が制約なくスペアパーツを販売できるようにすること等の排除措置を自動車製造業者らに対して命令した。また、自動車製造業者 14 社に対して総額約 254 億ルピー(約 482 億円)の制裁金の支払を命令した。この金額は、14 の自動車製造業者の 3 年間の平均売上高をベースとして、その 2%に相当する金額として算出されている。

命令書の原文は、下記インド競争委員会のウェブサイト(PDF ファイル)にて参照可能である。

<http://www.cci.gov.in/May2011/OrderOfCommission/27/032011.pdf>

上記命令については、当事会社らによる裁判所・競争不服審判所(Competition Appellate Tribunal)に対する不服申立てによって争われており、今後の動向を注視すべきであろう。

2. 制裁金の算定における売上高

2002 年競争法においては、インド競争委員会は、違反事業者に対し、制裁金の支払いを命じることができ、かかる制裁金は、事業者の売上高を基礎として計算されることとされている(2002 年競争法 27 条)。

この点に関し、2013 年 10 月 29 日、競争不服審判所(Competition Appellate Tribunal)は、不正入札に関する事件において、ある事業者が複数の事業を行っている場合の制裁金の算定においては、当該事業者のすべての事業の売上高を基礎とすべきではなく、違反行為と関係のある事業の売上高(relevant turnover)を基礎とすべきである旨を判示した。結果として、競争不服審判所は、インド競争委員会が当事者に課した制裁金の額を大幅に減額した。

制裁金は違反の実態に応じて算定されるべきであるという競争不服審判所の判断は妥当なものと思われる。

しかしながら、インド競争委員会はその後も事業者のすべての事業の売上高を基礎として制裁金を算定しており、競争不服審判所の立場を採用していない。上記 1 の事例においても、単純に各

事業者のインド国内の売上高を算定の根拠としている。この点は、インド競争委員会において、より緻密な算定方法が採用されることが強く望まれるところである。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

4 【トルコ】トルコの公開会社におけるスクイーズアウト制度の改正

トルコの公開会社(Publicly-held corporation)(株式を証券取引所に上場している会社または株主数が500人を超える非上場会社を指す。)における少数株主のスクイーズアウトについて、2014年11月12日に「スクイーズアウトおよび株式売却権(Sell-out right)に関するコミュニケ」(以下「新コミュニケ」という。)が施行された。これは、2014年7月1日に施行されたスクイーズアウトに関するコミュニケ(以下「旧コミュニケ」という。)における制度を改正したものである。旧コミュニケは、施行されてから間もないものの、少数株主の保護に欠ける等の批判を受け、新コミュニケにより廃止された。以下、旧制度からの改正点を中心に、新コミュニケにおけるトルコの公開会社のスクイーズアウト制度を概観する。なお、旧コミュニケにおける制度については、当事務所の2014年10月号アジア・新興国ニュースレターも参照されたい。

1. スクイーズアウトの要件

旧コミュニケにおいては、公開会社の支配株主(一人または共同して行為する複数の株主)は、公開買付けまたはその他の方法により、当該公開会社の議決権の95%以上を保有することとなった場合、当該公開会社の少数株主をスクイーズアウトすることができることとされていたが、新コミュニケにより、支配株主がスクイーズアウト権を取得する議決権保有割合の基準(以下「スクイーズアウト基準」という。)が引き上げられた。すなわち、スクイーズアウト基準は、2015年1月1日以降は97%に、2018年1月1日以降は98%に引き上げられる。

2. スクイーズアウトの手続

手続上の大きな改正点は、支配株主によるスクイーズアウトの実施前に、少数株主に株式売却権を行使する機会が与えられることとなった点である。旧コミュニケにおいても、少数株主には株式売却権が与えられていたが、支配株主のスクイーズアウト権の行使との関係が明らかではなかった。新コミュニケでは、この点について少数株主による株式売却権の行使が支配株主によるスクイーズアウト権の行使に優先することを明らかにした。

具体的には、少数株主は、支配株主の議決権保有割合がスクイーズアウト基準に達したことが公表されてから3ヶ月以内に、株式売却権を行使する旨を会社に対して通知することにより、株式売却権を行使することができる。少数株主からの通知を受け、会社の取締役会は、①通知した者が会社の少数株主であることを確認し、②株式の買取価格を査定して株式評価書を作成し、③株式評価書の公表から3営業日以内(遅くとも少数株主の通知を受領してから1ヶ月以内)に、支配株主に対して、少数株主から株式売却権の行使にかかる通知があった旨を通知する。支配株主は、会社から当該通知を受けた場合、株式売却権を行使した少数株主の保有株式の買取代金を会社の銀行口座に預託しなければならない。それを受け、会社は少数株主に対して買取代金を支払う。

支配株主は、少数株主の株式売却権の行使期間である3ヶ月の期間満了後、3営業日以内に、スクイズアウト権を行使する旨を会社に対して申請することにより、スクイズアウト権を行使することができる。会社の取締役会は、この申請を受け、少数株主の保有株式を消却し、それに相当する新株を支配株主に対して発行する決議をする。同時に、上場会社である公開会社は証券取引所に対して上場廃止を申請する。

3. スクイズアウトの対価の額

新コミュニケによれば、少数株主の株式売却権にかかる売却価格については、①上場株式の加重株価平均の、支配株主の議決権保有割合がスクイズアウト基準に達したことの公表日から遡る30日間の平均、6ヶ月間の平均、1年間の平均および5年間の平均、②株式評価書に基づく価格、および③当該公表日から遡る1年以内に実施された強制的公開買付け(もしあれば)の買付価格のうち、最も高い金額が算定の基礎として用いられる。

一方、スクイズアウトの対価については、上場株式の加重株価平均の、支配株主の議決権保有割合がスクイズアウト基準に達したことの公表日から遡る30日間の平均が算定の基礎として用いられる。

少数株主の株式売却権にかかる売却価格とスクイズアウトの対価を比較すると、前者の算定方法の方が、上場株式の加重株価平均の30日間平均のみならず、6ヶ月間平均、1年間平均および5年間平均も考慮に入れ、その最も高い金額が算定の基礎とされる点で、より少数株主の保護に厚いと言える。このため、支配株主がスクイズアウトを実施しようとする場合、少数株主により株式売却権が行使され、上記の算定方法に基づいた対価の支払いが必要となる可能性があることに十分留意する必要がある。

<p>弁護士 山神 理 michi.yamagami@amt-law.com 弁護士 江本 康能 yasutaka.emoto@amt-law.com</p>
--

5 【韓国】情報通信網法の改正

インターネットを通じた個人情報の漏えいを予防するため、個人情報保護関連規制の強化を骨子として、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」(「情報通信網法」)が改正され、2014年11月29日から施行された。本改正においては、下記項目を含め、個人情報保護のあり方に重要な変更をもたらす内容が数多く含まれていることから、在韓日系企業におかれては事業運営上、十分にご留意されたい。

法定損害賠償制度

自己の個人情報が紛失、盗難または漏出した被害者は、当該事実、および事業者が故意または過失により情報通信網法上の個人情報の保護に関する事項に違反した事実を立証すれば、自己の損害額を具体的に立証しなくとも事業者に対して300万ウォン以下の範囲で相当な金額を損害額として賠償請求することができることとされた。

課徴金の引上げ

個人情報の漏洩時、事業者に個人情報の保護措置の違反があった場合、当該保護措置の不備と個人情報の漏洩があったこととの因果関係についての証明がなくとも、関連売上高の3%以内(改正前1%以内)の課徴金を賦課することができることとされた。

個人情報の破棄

事業者が個人情報を破棄する場合、個人情報を復旧・再生できないよう必要な措置を取らねばならず、当該破棄義務に違反した場合、2年以下の懲役または2千万円以下の罰金に処されるものとされ、違反時の制裁が強化された。

個人情報漏洩の通知

事業者は、原則として個人情報の漏洩の事実を知った時から24時間以内に、利用者に通知するとともに、所轄機関に申告することが義務付けられた。

営利広告の受信同意

改正前は、メールを利用した営利目的の広告情報の送信につき、受信者が受信を拒否した場合にのみ送信することができなかったが、改正により受信者からの明示的な事前同意の取得が必要となった。また、いったん営利目的の広告情報の送信に同意した者についても、定期的に受信同意の有無を確認しなければならないこととされた。

弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com

6 【インドネシア】外貨建て対外債務に関する中央銀行の新規制

インドネシア中央銀行は、銀行を除く全てのインドネシア法人等(「非銀行会社」)を対象として、インドネシア・ルピア建て以外の外貨建て債務に関する2014年10月29日付け新規則(中銀規則No. 16/20/PBI/2014)(「本規則」)を発行した。本規則では、外貨建て対外債務について遵守すべき(1)ヘッジ比率、(2)流動性比率および(3)信用格付け取得について定めている。本規則の施行日は、2015年1月1日である。

本規則の背景には、民間部門の外貨建て対外債務が増大している昨今の状況を踏まえ、1997-98年の通貨危機の際に生じた金融システム崩壊やマクロ経済の不安定性を予防すべく、通貨リスクや流動性リスクを減少したいという中央銀行の意向がある。

対象会社

対象となる非銀行会社には、インドネシア法に準拠して設立された外国会社の現地子会社(日系子会社)等も含まれる。

要件

(1)ヘッジ比率

外貨建て対外債務を負う非銀行会社は、最低25%以上のヘッジ比率を保つことが求められる。すなわち、外貨建て債務額が外貨建て資産額を上回っている場合、両者の差額の25%について為替ヘッジ取引が求められる(外貨建て資産額が同債務額を上回っている場合には為替ヘッジは求められない。)。なお、外貨建ての売掛金は外貨建て資産には含まれない。為替ヘッジ取引とは、フォワード、スワップおよびオプション取引を含む、対ルピアの外貨為替デリバティブを指す。

なお、移行期間として、2015年1月1日から同年12月31日までは20%とされ、2016年1月1日より25%が適用される。

(2)流動性比率

流動性比率とは、外貨建て流動債務に対する同資産の割合である。この流動性比率について、2016年1月1日より70%以上とすることが求められる。移行期間として、2015年1月1日より同年12月31日までの期間は50%以上である。なお、ここでいう流動債務とは、各四半期末(3月末日、6月末日、9月末日および12月末日)を基準日として、同日から3ヶ月以内に履行期を迎える債務を指す。

(3)信用格付の取得

信用格付の取得に関して、外貨建て対外債務を負う非銀行会社は、指定の格付け機関よりBB相当以上の信用格付けを取得することが求められる。指定格付け機関および相当する信用格付けは、下記表の通りである。

指定格付け機関	ムーディーズ (Moody's)	スタンダード・アンド・プ アーズ(S&P)	ペフィン (PT. Pemeringkat Efek Indonesia)
信用格付け	Ba (Ba1,Ba2,Ba3) 以上	BB(BB-,BB,BB+)以上	idBB (idBB-,idBB,idBB+)以 上

格付け取得の対象となる対外債務は、2016年1月1日以降に署名されるか、または同日以降に効力が発生する債務である。

また、信用格付けの有効期間が1年を超えるものは、本要件を満たす信用格付けとしては認められない。

報告義務

外貨建て対外債務を負う非銀行会社は、上記(1)乃至(3)の要件の遵守について、関連書類と共に中央銀行に報告する義務を負う。

例外

企業間信用(Trade Credit)に関しては、国際取引の発展を促す意図で、上記(1)乃至(3)の規制は適用されない。この企業間信用とは、受け取る物品やサービスの代わりに海外サプライヤーから提供される信用という形態の債務と定義されている。

また、リファイナンスによる債務およびインフラ・プロジェクトのプロジェクト・ファイナンスに関連する債務(JBIC、JICA およびアジア開発銀行等からの融資)については、上記(3)の信用格付けの取得が免除される。

罰則

上記(1)乃至(3)を遵守しない場合、警告書の発行という形式で行政罰が課される(2015年第3四半期から適用開始)。

警告書に従わない場合の金銭的な罰則について本規則は定めていないが、中央銀行は、警告書の内容を、以下を含む関連当事者に提出することになっている:

- ・関連する海外債権者
- ・インドネシア国営企業省(国営企業の場合)
- ・インドネシア財務省
- ・インドネシア金融サービス庁(OJK)
- ・インドネシア証券取引所(上場会社の場合)

結語

本規則の施行にあたり、中央銀行から更なる詳細を規定した回状(circular letter)等が発行される可能性がある。実務上の運用について注視しつつ対応していく必要がある。

弁護士 池田 孝宏
(Roosdiono & Partners(ZICOlaw) 出向中)
takahiro.ikeda@amt-law.com

7 【シンガポール】暫定的仲裁判断の執行可能性を認めた裁判例

シンガポール高等法廷(High Court)は、2014年7月16日、紛争裁定委員会(DAB: Dispute Adjudication Board)の裁定の遵守を命じる仲裁廷による暫定的仲裁判断(provisional award)について、執行可能性を認める判断を下した。

仲裁事件では、特に建設紛争等において仲裁廷が暫定的仲裁判断をすることが多い。PT Perusahaan Gas Negara (Persero) TBK v CRW Joint Operation (Indonesia) and another matter 事件([2014] SGHC 146)は、シンガポール高等法廷が、暫定的仲裁判断の取消しを求める申立てを棄却した事例である。近時、日系企業とアジア新興国との取引に関しては、紛争解決手段として国家裁判所ではなく仲裁によって解決すると規定することが一般的となっている。また、その場合の仲裁地として第三国を選択する場合において、シンガポールと規定する例が増加していることから、シンガポール仲裁に関して参考となる事例として、本裁判例を紹介する。

1. 事案

インドネシア法人である CRW Joint Operation (Indonesia)(CRW)は、インドネシアの国有企業である PT Perusahaan Gas Negara (Persero) TBK (PGN)との間で、パイプラインの設計・設置等を請け負う旨の契約を締結した。当該契約は、FIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)のレッドブック(Red Book)1999年版の契約約款がその一部を構成するものであった。レッドブックの紛争解決条項は、契約や工事施工に関連して紛争が発生した場合、当事者は紛争裁定委員会(DAB: Dispute Adjudication Board)に紛争を付託して暫定的判断(interim adjudication)を求めることができるとしていた。このDABの決定は即座に履行されなければならないとされていることから、請負者の保護に資するものであった。また、注文者は、裁定に不服を申し立てた上で、仲裁手続を通じて義務の有無について争うことができるとされていた。

CRWは、本契約に関するPGNとの間の紛争についてDABに付託したところ、DABはCRWの請求を認めて、PGNがCRWに対して約1700万ドルの支払義務を負う旨の裁定をした。しかし、PGNは、DABの裁定に従わず、CRWに対して支払いをしなかった。これに対して、CRWは、DABが裁定をした本来の紛争(主たる紛争)と、DABの裁定についてPGNがCRWに対して支払をしなかったことについての紛争(二次的な紛争)の両方について仲裁を申立てた。仲裁廷は、二次的な紛争に関して、PGNがDABの裁定を遵守して即座に従うよう命令する旨の暫定的または一部仲裁判断(本 Interim Award)を行った。これは、仲裁廷が主たる紛争について終局的な判断をするまでの措置としてなされたものであった。PGNは、本 Interim Award は、暫定的なものであることから、シンガポール国際仲裁法上禁止されている等として、シンガポールの裁判所に本 Interim Award を取消すよう申し立てを行った。

2.シンガポール高等法廷の判断

シンガポール高等法廷は、以下述べる通り、シンガポール国際仲裁法上、暫定的仲裁判断をすることは禁止されていないとした。また、裁判所は、仮にシンガポール国際仲裁法上、暫定的仲裁判断が許容されないとしても、本 Interim Award は、終局的であって拘束力を有するので、暫定的なものではない等として、本 Interim Award の取消しを認めなかった。

(1)レッドブックの規定による紛争解決手続の性質

まず裁判所は、契約が定めるレッドブックの規定による紛争解決手続の性質について検討をした。その上で、本件では、DAB が裁定をした本来の紛争(主たる紛争)と、CRW が DAB の裁定について即時の支払を受ける権利についての紛争(二次的な紛争)があるとし、①主たる紛争と二次的な紛争を区別した上で、請負者が二次的な紛争についてだけ仲裁申立てを行うことも可能であるとする two-dispute アプローチと、②主たる紛争と二次的な紛争は同一の紛争であり、二次的な紛争について執行を求める請負者は、主たる紛争についても仲裁に付託しなければならないとする one-dispute アプローチがあるとした。裁判所は、仮に two-dispute アプローチを採用した場合は、レッドブックの規定上二次的な紛争についても仲裁に付託する前に再度 DAB の裁定を経なければならないことになって堂々巡りに陥ることを理由に、one-dispute アプローチを支持した上で、CRW の仲裁申立てがこの one-dispute アプローチに則ったものであることを指摘した。

(2)シンガポール国際仲裁法上、暫定的仲裁判断が許されるか

また、PGN は、シンガポール国際仲裁法 Section 19B に基づいて、仲裁判断は終局的であり、かつ拘束力を有するものであることを必要とするとして、仲裁廷は暫定的仲裁判断(限られた期間において有効とすることを目的とした救済を与える仲裁判断)をする権限を有していないと主張した。これについて裁判所は、同条項の趣旨について検討した上で、シンガポール国際仲裁法は、仲裁廷が暫定的仲裁判断を行うことを禁止するものではないと判示した。

(3)本 Interim Award の執行可能性

さらに、裁判所は、仮にシンガポール国際仲裁法上、暫定的仲裁判断が許容されないとしても、本 Interim Award は、特定の金額を CRW に支払うべきとする PGN の義務に関して終局的であり、かつ拘束力を有するので、実際上は暫定的なものではないとした。この点について、裁判所は、仮に仲裁廷が主たる紛争において CRW の請求を認めなかった場合でも、仲裁廷は CRW に対して、支払を受けた金銭について PGN に返却するよう命じることができるので、仲裁廷は将来的に本 Interim Award について変更をする必要がないことを指摘した。

結論として、裁判所は、PGN の主張を認めず、本 Interim Award の取消しを求める申立てを棄却した。

3.コメント

本裁判例は、仲裁事件の中でも、建設紛争のように暫定的仲裁判断の執行を認める必要性が高い事案において特に重要な意義を有すると考えられる。建設紛争においては、請負者は、注文者からの支払前に業務を行う必要があることから、支払に関する紛争が発生した場合には、請負者においてキャッシュフローの問題が発生する。FIDIC レッドブック 1999 年版は、即時の支払を認める DAB の裁定とその後の仲裁手続を通じて、請負者におけるキャッシュフローの維持を図っている。但し、この“pay now, argue later”という仕組みは、即時に支払を認める DAB の裁定を遵守するよう命じる暫定的仲裁判断が有効で執行可能なものでなければ機能しない。本件の裁判所の判断は、FIDIC レッドブック 1999 年版が予定する紛争解決プロセスに実効性を与えるものであり、当事

者が合意して定めた紛争解決メカニズムを尊重するというシンガポールにおける一般的なアプローチに沿ったものであるといえる。また、本決定は、暫定的仲裁判断について有効性・執行可能性を認めており、国際仲裁における仲裁廷の権限を広く認めたものといえる。なお、PGN は、本裁判について不服があるとして上訴法廷(The Court of Appeal)に上訴していることから、今後の動きについても注視する必要がある。

弁護士 井上 葵
aoi.inoue@amt-law.com

8 【ベトナム】労働組合法

2012年6月の労働法改正とともに、労働組合法についても改正が行われ、2013年1月1日から施行されている。もっとも、同法およびその下部規定には不明瞭な点が残っており、スムーズな実施がなされていないというのが実情である。

労働法および労働組合法の施行後、日本商工会を含む多くの企業団体からベトナム政府に対し、①新労働法制の内容の合理性に関する疑問や②手続の明確化の要請が提出されたため、2014年12月4日、労働省副大臣をはじめとする当局担当者が参加する説明会が開催された(「本説明会」)。筆者も、本説明会において、パネル・ディスカッションのパネリストの一人として参加したので、その際に明らかになった問題点および今後の展望について情報を共有させて頂きたい。

本説明会においては、広く労働法および労働組合法に関する問題点が討議されたが、今回は、紙面の関係上、労働組合法の問題点のみを取り上げたい。

1 労働組合

まず、社会主義国家であるベトナムにおいては、労働者の権利は強く保護されており、労働者には任意に労働組合を設立する権利が認められている(労働法 189 条および労働組合法 5 条等)。

2 労働組合の役割

労働法において、主に以下の場面においては労働組合の関与が必要とされており、企業が労働組合を関与させずに実施した場合、その行為は無効となる可能性が高い。

- (1) 給与テーブルの制定
- (2) 就業規則の制定
- (3) 懲戒手続
- (4) 整理解雇
- (5) 労働紛争(ストライキ)

そして、労働組合の関与が予定されている場合において、当該企業内に労働組合が無い場合、当該企業が所在する市・区レベルで組織されている上部組合(「上級労働組合」)を関与させなければならない。例えば、ホーチミン市1区所在の企業であれば、ホーチミン市1区の労働組合がその上級労働組合となる。

3 企業サイドからの要望・問題点

労働組合の活動費について、労働組合法 26 条およびその下部規則は以下のように規定する。

- (1) 企業内に労働組合を有する場合、当該企業は、各従業員の給与の 2%相当分を、組合費として負担しなければならない。
- (2) 企業内に労働組合を有しない場合、当該企業は、各従業員の給与の 2%相当分を、組合費として上級労働組合に納付しなければならない。

これに対して、企業サイドからは、①組合費が高すぎる、②上級労働組合の活動内容が不透明である、③上級労働組合への納付手続が不明である、といった批判がなされている。そして、現時点では、多くの企業が上級労働組合に対する組合費の納付を行っていないというのが実情である。

4 当局サイドからの回答

本説明会において、上記 3 に記載した企業サイドからの批判に対して、当局サイドからは、以下の説明がなされた。

- ① 労働組合の重要な役割からして、組合費は高額とは言えない。
- ② 上級労働組合の役割は、上記 2 に記載した労働組合の役割を補充・実質化することであり、不明確とはいえない。
- ③ 上級労働組合への納付手続が不明確であるという点は指摘のとおりであり、現在、新しい政令・通達を準備しており、その中で明確化する予定である。

さらに、組合費の納付は各企業の義務であり、納付手続が明確化される以上、その徴収を徹底し、怠った企業に対しては厳しく罰則を科すとの方針が示された。

5 今後の展望・対策

上記 2 に記載したとおり、企業の労務政策上重要な場面においては、必ず労働組合を関与させる必要がある。企業内に労働組合が無い場合には上級労働組合を関与させなければならないが、上級労働組合が各企業の内情を把握しているケースは稀であり、必ずしも企業が有効なサポートを得られるとは限らない。

企業内組合の存否に関わらず、組合費を負担することになるわけであるから、各企業としては、企業内組合の設立を促進するというのも一つの手であろう。

また上記 4 に記載したとおり、当局は、組合費の徴収を徹底する方針とのことであるから、無駄な罰金等を避けるため、法令に則って納付する必要がある。

弁護士 三木 康史 (Vilaf 出向中)
yasufumi.miki@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

- ✧ 森脇章弁護士が、上海国際仲裁委員会登録弁護士として選出されました。
- ✧ 井上葵弁護士が Young Singapore International Arbitration Centre (YSIAC) の Committee Member に就任しました。
- ✧ 龍野滋幹弁護士が下記セミナーの講師を務めます。
「第 12 期 グローバルトップセミナー 新・新興国の理解と競争・ビジネスモデルを探る
『インドネシア進出をめぐる法務・労働問題』」
日時： 2015 年 1 月 30 日(金) 14:00-17:30
主催： 公益財団法人日本生産性本部
- ✧ 江本康能弁護士が下記セミナーの講師を務めました。
「トルコへの進出とリスク対応最前線～日系企業が対峙するハードルとは～」
日時： 2014 年 12 月 8 日(月)
主催： SMBC、ビジネスロー・ジャーナル
- ✧ 森脇章弁護士、大河内亮弁護士が当事務所にて下記セミナーを開催しました。
「二大新興国(中国・インド)の競争法実務～近時の事例を踏まえて～」
日時： 2014 年 11 月 11 日(火)、13 日(木)
- ✧ 角田太郎弁護士と福家靖成弁護士が下記セミナーにて開会の挨拶およびパネリストを務めました。
「ブラジル進出の法務セミナー～ブラジルにおける M&A と紛争解決～」
日時： 2014 年 10 月 23 日(木)
主催： 当事務所およびブラジルの MattosFilho 法律事務所
- ✧ 森脇章弁護士、屠錦寧外国法事務弁護士が下記セミナーの講師を務めました。
「中国独禁法による近時摘発事件をめぐる考察～違反処分の急増と日本企業の対応実務～」
日時： 2014 年 10 月 16 日(木)
主催： 金融ファクシミリ新聞社
- ✧ 石井淳弁護士が本年 12 月より、ブラジル(サンパウロ)の Pinheiro Neto Advogados で研修しております。
Pinheiro Neto Advogados HP: <http://www.pinheironeto.com.br/>
- ✧ 江本康能弁護士がイスタンブールの Paksoy 法律事務所から復帰しました。
Paksoy 法律事務所 HP: <http://www.paksoy.av.tr/>

【論文・著書】

- ✂ 大河内亮弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「インド競争法における執行の概況」(月刊 ザ・ローヤーズ 2014年12月号)
- ✂ 花水康弁護士と副田達也弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「シンガポールにおける日系企業によるカルテルの摘発事例とリニエンシーの実務」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014年12月号)
- ✂ 小林英治弁護士の新興国の企業法制に関するインタビュー記事が日本経済新聞に掲載されました。
「新興国の企業法制 - ここに注意 ロシア(上)」(2014年11月3日 日本経済新聞)
「新興国の企業法制 - ここに注意 ロシア(下)」(2014年11月17日 日本経済新聞)
- ✂ 龍野滋幹弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「ASEAN 諸国の特許制度」(PHARMSTAGE 2014年11月号)
- ✂ 若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「台湾公平取引法の規制と執行の現状 カルテルに関してはリニエンシーを規定」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014年11月号)
- ✂ 呉曉青外国弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました
「台湾の企業 M&A 法の改正法案について M&A 規制の緩和と株主保護強化の方向性」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014年11月号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)または福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信またはその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>